

第一百九十四回国会 財務委員会議録

第十 八 号

(二八五)

平成二十八年五月十八日(水曜日)
午後四時三十五分開議

出席委員

委員長 宮下 一郎君

理事 うえの賢一郎君 理事

理事 藤井比早之君 理事

理事 松本洋平君 理事

理事 古川元久君 理事

理事 井上貴博君 理事

越智隆雄君 理事

大野敬太郎君 理事

鈴木隼人君 理事

竹本直一君 理事

根本幸典君 理事

福田達夫君 理事

務台俊介君 理事

八木落合君 理事

鈴木克昌君 理事

宮崎岳志君 理事

上田勇君 理事

宮本岳志君 理事

丸山穂高君 理事

小泉龍司君 議員

岸本周平君 議員

山本ともひる君 議員

斎藤鉄夫君 議員

宮本徹君 議員

上田勇君 議員

丸山穂高君 議員

駒田敏孝君 議員

秀樹君 議員

財務大臣政務官 議員

財務金融委員会専門員 議員

勝俣孝明君 議員

福山守君 議員

補欠選任 議員

辞任 議員

同日 球山守君

八木哲也君

勝俣孝明君

助田重義君

平成二十八年五月十八日

理事の補欠選任 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案(山本ともひろ君外三名提出、衆法第四三号)

○宮下委員長 これより会議を開きます。

この際、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっています。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮下委員長 御異議なしと認めます。よって、木内孝胤君を理事に指名いたします。

○宮下委員長 本日付託となりました山本ともひろ君外三名提出、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。提出者山本ともひる君。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○山本(と)議員 ただいま議題となりました民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案につきまして、提案者を代表しまして、提案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

まず、本法律案の趣旨について御説明申し上げます。

現在、預金者等が名乗りを上げないまま十年間放置された預金等の総額が、払い戻し額を差し引いても、毎年五百億円から六百億円程度にも上る

状況にあります。預金等の性質に鑑みると、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体へなる波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することとでそのように放置された預金等を広く国民一般に還元し、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資するようすべく考へ、ここに本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の概要につきまして御説明申します。

第一に、異動が最後にあつた日等から十年を経過した預金等を休眠預金等と定義し、金融機関による公告及び預金者等への通知が行われた後、なお休眠預金等があるときは、金融機関は休眠預金等移管金を預金保険機構に納付しなければならないこととし、この納付により休眠預金等に係る債権は消滅することとしております。この場合において、休眠預金等の預金者等であつた者は、預金保険機構またはその委託を受けた金融機関に対して申し出たときは、預金等の元本及び利息に相当する額の休眠預金等代替金の支払いを請求することができます。

第二に、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念等についてですが、休眠預金等交付金に係る資金に付ける基本方針及び休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画の策定及び公表を行うこととしております。

第三に、内閣総理大臣は、内閣府に設置される休眠預金等活用審議会の意見を聞いた上で、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針及び休眠預金等交付金を指定期間内に公表を行ふこととしております。

第四に、内閣総理大臣は、全国に一を限つて、民間公益活動の促進に資することを目的とする一地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行なう公益に資する活動であつて、これが成果をおさめることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるものに活用されるものとしておりまます。

なお、その公益に資する活動とは、子供及び若者の支援に係る活動、日常生活または社会生活を

當む上での困難を有する者の支援に係る活動、地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動並びにこれらに準ずるものとして内閣府令で定める活動を言うこととしております。

また、休眠預金等交付金に係る資金は、これが宗教団体、政治団体、暴力団等に活用されることのないようしなければならないこととしております。

その他、基本理念として、休眠預金等交付金に係る資金が民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備の促進に資するよう活用されることが必要な措置が講ぜられるものとしております。

以上が、本法律案の趣旨及び概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください

ますようお願い申し上げます。

○宮下委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○古川(元)委員 民進党の古川元久君

まず、休眠預金を活用するこの法案がこういう議員立法の形でここまで提案をされたことを、大変私自身も感慨深く思つております。

○古川(元)委員 民進党の古川元久君

まず、休眠預金の活用につきましては、我々政権のとて、新しい公共を推進していくこと、「新しい公共」推進会議、その議員立法の形でここまで提案をされたことを、大変私自身も感慨深く思つております。

○古川(元)委員 民進党の古川元久君

まず、休眠預金を活用するこの法案がこういう議員立法の形でここまで提案をされたことを、大変私自身も感慨深く思つております。

いて政令で定める日から施行することとしております。

第六に、この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行状況に対する助成または貸し付け、休眠預金等交付金の受け入れ等の業務を行ふこととしております。

また、内閣総理大臣は、指定活用団体に対し、民間公益活動促進業務規程等の認可、立入検査、役員の選任及び解任の認可、監督命令その他の監督を行ふこととしております。

第五に、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内にお

いて政令で定める日から施行することとしております。

にしていきたいというふうに考えております。この休眠預金というのは、先ほど提案者からも御説明がありましただけれども、十年以上にわたつて取引がなくて、誰のものかも連絡もとれない状況のお金で、これは、今は金融機関の収益になっているわけあります。

私は、当時、大臣のときにこう申し上げたんです。日本にはお金はあるんだけれども、それが必要なところにうまく活用されていらないんじゃないか。まさにその象徴がこの休眠預金である。ですから、今の日本の問題は、お金がないわけじゃない。あるお金をどううまく活用していくかということの問題ではないかと。

まさにこの休眠預金はその象徴であって、これを、新しい日本社会をつくっていく、NPOであるとかソーシャルアントレプレナーとか、そういう人たちがまさに新しいものを立ち上げていくののシーズや、あるいは、なかなか日が当たらないところで本当に頑張っている苦しい人たちを助けていく、まさに、市民社会を拡大をしていくためのそうしたシーズとしてこの休眠預金を活用していく、そうした思いだけであります。

ただ、この休眠預金の活用については、これが預金者のお金であるということからさまざま懸念や不安もありますので、その点について幾つか、提出者の皆さん方に確認をさせていただきたいと思つております。

まず第一点でございますが、この休眠預金は、そもそも、今申し上げたように預金者の財産でありますので、これを民間公益活動を促進するため活用するということは、たとえこれが公益活動目標であつても、預金者の財産権を侵害するものではないか、そうした懸念があるわけでありますけれども、この点についてはどのように提出者は考えていらっしゃるんでしょうか。

○岸本議員 古川先生、ありがとうございます。

本当に、私たちの政権のときの懸念がきょうここで質疑をされる、私も感無量でございます。

今の御質問でありますけれども、今、共同提出

者の山本代議士からも申し上げたとおりですが、預金者等から請求があれば、仮に休眠預金として移管された後であつても、利子を含めて全額を支払うこととしております。

したがいまして、預金者等の預金を取り上げるわけではありませんので、財産権の侵害には当たらない、このように理解しております。

○古川(元)委員 ありがとうございます。

次に、これから団体をつくって活用していく、しかし、本当にちゃんと使われるんだろうか、やはりそうした不安や懸念もあるわけであります。

やはりそうした懸念や不安に応えていくためには、この法案が施行された場合に、ちゃんと当初の目的、効果を發揮しているのか、あるいは目標を達成しているのか、そうしたものをきちんと検証して、また、この法案に基づいて、関与する各機関の役割やその有効性を検証し、さらには、そもそもこの法案 자체の有効性も検証すべきではないか、そういう観点がありますけれども、この点については提出者はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○山本(と)議員 お答え申し上げます。

指定活用団体は、毎事業年度経過後三カ月以内に、その事業年度内に実施した休眠預金等交付金に係る資金の活用の成果に係る評価を含めて、事業報告書を内閣総理大臣に提出することとしております。

これを受けて、休眠預金等交付金に係る資金が適切に活用されているかについては、その効果や、委員御指摘の有効性、そついたものを含めて、休眠預金等活用審議会において議論されることとしております。

また、本法案の規定については、施行後五年を目途として、法律の施行状況等を勘案して、必要な措置が講じられることとしております。

○古川(元)委員 ありがとうございます。

次に、休眠預金を活用する前提として、まずはそもそも、こういう誰のものかわからない、取引もずっと十年以上ないというものが多く存在をし

ている。

そういった意味では、まず、休眠預金が発生しないように努める必要があるんじゃないいか、そのための広報のあり方についても何か考えなきゃいけないんじゃないいか、そういう声があるわけありますけれども、これについてはどのように考えておられるんでしょうか。

○上田議員 今委員が御指摘のとおり、これはやはり休眠預金といつても預金者の資産でありますから、休眠預金等が発生しないように努力していくこととするということを定めております。

法案の四十八条におきましても、政府は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとするということを定めております。

休眠預金等の発生を抑制するために、その実態、あるいは、仮に休眠預金等として預金保険機構に移管された場合であつても預金者が返還請求を行えることなどの手続などについても周知されるよう、政府広報などを通じて広く広報活動に努めることを働きかけていきたいというふうに考えております。

また、金融機関にも働きかけを要請したいといふふうに考えております。

金融機関は、休眠預金として預金保険機構に移管する手続においては公告をすること、あるいは、その事前に預金者等に必要事項を通知しなければならないということも法案に書かれております。

そうした手続も含めて、やはり、休眠預金として移管する前に周知を図るという意味から、銀行等の窓口などを活用して預金者等に対する一層の注意喚起を図る、あるいはホームページやポスター、チラシなどの配布といったことを通じて周知を図るように、金融機関にも要請をしていきました。

○古川(元)委員 ありがとうございます。

また、この休眠預金については、国によつては、もうこれは誰のものかというか、ずっとそのままだと銀行の、金融機関の収益になつてしまつて、國庫に納めてしまつて、國の財源として使うという國もあるわけであります。今回はそういう形をとらなかつた。

なぜ、この休眠預金を國庫に入れずに、この法律のようないスキームによつて民間公益活動を促進するためには活用することになつたのか。そのことについて疑問を持たれる方もいらっしゃいますので、この点についてのお考えをお示しをいただければと思います。

○丸山議員 御質問ありがとうございます。

委員御指摘のように、諸外国において休眠預金を國や州政府の一般会計に入れる例がある一方で、民間の団体を通じて福祉事業等に活用している例もございます。

これは國によつてさまざままでございますが、我が國としましては、預金の公共的役割等に照らまして、今の人口急減、超高齢化社会の到来に備えて、國及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題を解決する、そのためこの休眠預金等を活用するというのが本法案の趣旨でございます。

その活用方法については、原資は預金等でありますから、単に資金を個人に支給して費消する、そういう活動ではなくて、継続的に行われる民間の活動を支援することにより、当該活動の拡大を目指していく。國や地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題を解決することに、この点に今後大きな役割を期待したいということをございます。

民間企業に対する資金供給や公的部門における資金量に比して資金が極めて不足している、そうした諸点に鑑みて、民間公益活動、NPOなどの公益活動を促進するために活用したいということをございます。

休眠預金等をこれらの民間公益活動の促進に活用することによって、銀行等の融資による民間の

事業拡大効果に準じた効果とともに、行政による公共の福祉の増進効果に準じた効果をもたらし、社会全体への波及効果が大きくなることを期待しております。

以上でござります。
○古川(元)委員 最後の質問にしたいと思いま

す。
マイナンバーが導入されたことによって、これを預金口座に付番すれば休眠預金は発生しなくなるんじやないか、そうした意見がありますが、その点についてはどのように考えていたかを最後にお聞きして、質問を終わらたいと思います。

○岸本議員 古川先生がおっしゃるとおりでして、マイナンバーが付されますと、住所等の名寄せができるわけですので、論理的には少なくなる方向であろうかと思います。

ただ、あくまでも平成三十年一月から預金口座に対する付番が行われますし、これは任意でござりますので、急速に進むとも思われません。また一方で、住所が確定しましても、交通費を払つてとりに行くよりも少ない場合は、恐らくとどりに行かないというようなこともあるでしょうから、実際、米国、韓国等、同じようにナンバーがあるところでも、実は一定の休眠預金がございます。

その意味では予断を持つて考えられませんが、恐らく少なくなるであろうということを前提に全体のスケームを今後考えていくことになるうかと存じます。

以上です。

○古川(元)委員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○宮下委員長 次に、宮本徹君。

○宮本(徹)委員 日本共産党的宮本徹です。

法案について質問します。

国の社会保障政策、雇用政策のおくれの中で、社会的弱者を初め国民の一人一人を支える民間団体の活動は、政府や自治体ではできない貴重な役割を果たしております。

この発展のために、資金の支援をする、あるいは

は活動場所の支援をするだとかといふのは、私たちも求めてきましたし、この法案に込められていて、国の制度のはざまで支援が届かない人たちについて応援したい、この法案提出者、関係者の皆さんについて、私たちも賛同できます。

同時に、この法案をこのまま成立させることについては懸念が寄せられているのも事実だと思います。

一つの懸念は、広い国民の理解があるのかといふことです。NPOなどが行っている民間公益活動への支援が妥当であったとしても、休眠預金は個人の私有財産ですから、これを活用する前提といふのはやはり幅広い国民の理解だというふうに思いますが、現状では、法案の仕組みが広い国民の理解が得られているということは言えないと思うんですよ。

昨年七月に言論NPOが行った有識者アンケートでも、休眠預金等資金活用法案を知っていたと答えた方は五七・六%、四割の人々が知らないと答えています。それで、回答者の四割が賛成、三割が反対ということです。

これでこの法案への国民の理解が進んでいると

言えるんでしようか。

○上田議員 お答えいたします。

今御指摘があつたとおり、この法案、そして休眠預金の実態やその活用などについて、国民の幅広い理解をいただくことが必要であるということはそのとおりだというふうに考えております。

これまで、そうした理解を得るべくさまざまなる努力もさせていただいてまいりました。超党派の休眠預金活用推進議員連盟におきましては、平成二十六年四月からこれまで、議連の総会を九回まで、実務者協議を十二回開催し、その間、さまざまな団体からも各種ヒアリングを行つてまいりました。また、本法案にかかる骨子案につきましても、意見を募集し、広く国民一般に意見を聴取してきたというそういう努力を行つてまいりました。

○宮本(徹)委員 いや、法案が成立したら政府に周知してもららうんだという話ですけれども、これは逆だと思うんですよ。法律をつくる前に、やはり休眠口座をこういうふうに活用しようということで休眠預金の実態やその活用などについて、国民の幅広い理解をいただくことが必要であるということはそのとおりだというふうに考えております。

これまで、そうした理解を得るべくさまざまなる努力もさせていただいてまいりました。超党派の休眠預金活用推進議員連盟におきましては、平成二十六年四月からこれまで、議連の総会を九回まで、実務者協議を十二回開催し、その間、さまざまなものでございました。

日本社会では、公的な支援、行政の手が十分に届いていない分野というのはたくさんあるわけであります。今度の法案というのは、休眠預金の活用方法については、十分な議論を経て、国民の理解の広がりのものに決めるべきだと思います。

日本社会では、公的な支援、行政の手が十分に届いていない分野というのはたくさんあるわけであります。今度の法案というのは、休眠預金の活用方法については、十分な議論を経て、国民の理解の広がりのものに決めるべきだと思います。

実は、この三つのカテゴリーでも、これまでの、従前の公益活動はかなりの分野が含まれるというふうに考えております。これは各種のNPO団体等のヒアリングを通じまして、そのようなこと

また、これからいろいろな運用の方針については、内閣府の審議会でさらにいろいろな方針をつくるいくわけでありますので、その中で、できるだけ皆さんの意見を取り入れながら、本当に役に立つ運用をしていく、そのような方向で考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○宮本(徹)委員 いや、NPOなんかの分野では、環境保全だと灾害救援とか国際協力とか、いろいろな分野がNPO活動 자체はほかにあるわけですよ。そして、私が聞いたのは、国民的コンセンサスがあるのかということを聞いたわけですよ。

実際、この法案の成立に向けてロビー活動を行つて、いた駒崎弘樹さんが、五月九日、給付制奨学金の創設を求める署名運動のスタートの記者会見で、財源として休眠預金の活用というのを一案として取り上げて、今、ネット上のサイトでも署名運動が始まっています。彼は記者会見でこう言つておられるんですね。百億円の予算がつけば、月八万円の給付金を一万人の学生に提供できる、この財源は休眠預金だということをおっしゃつておられます。

ですから、この運動に携わってきた人の中でも、休眠口座の活用方法についてはいろいろなアイデアがあるというのが現状なんじゃないですか。そういう中で、この法案に書かれているところに休眠預金の活用先を絞つていく、そのことについての国民的コンセンサスがあるというふうには言えないんじゃないですか。

○岸本議員 いろいろな意味で、私どもこれまでいろいろな団体ともヒアリングを重ねてまいりましたし、今、仮に例えば出されたものにつきましても、広く今我々が考へている分野の中にも包含できると思いますので、そこは、内閣府の中にできる審議会できちんとした方針を立てるとき、できるだけ幅広い御意見を伺いながら、ある程度弾力的な運用方針を出していくということでお対応が可能だと思っております。

○宮本(徹)委員 いや、幅広く包含できるとおつ

りますけれども、議連のホームページにある説明資料のQアンドAを見ますと、先ほども少し丸山穂高さんの答弁でもありましたけれども、原資は預金等であるから、単に資金を個人に支給して費消する活動ではなくということで、個人に対する給付という活動を否定しているわけですよ。

○丸山議員 お答えいたします。

先ほどお話ししさせていただいたとおり、今回の法案の趣旨として、そもそも、これまでの国や公

共団体ができなかつた、困難であつた社会の諸課題の解決を図ることをまず目的にしておる。

ためには、できる限り、個人というよりは民間の団体が行う公益に資する活動を支援すること

で一般的利益を図るということを趣旨にしている

ものでございます。

この預金の公共的な役割から考えましても、單

に資金を個人に対して支給して、それを費消する

ような活動ではなくて、継続的に行われるよう

な民間の公益活動を支援することでその拡大を目指していく、それがひいては国民一般の利益に通じていくというふうな資金の使い方が妥当だといふふうに考へておられる次第でございます。

○宮本(徹)委員 今の丸山さんの答弁と先ほどの

答弁とは違うんですよ。給付制奨学金も包含でき

ると答弁があつた。丸山さんは、個人に給付するというのは、これはふさわしくないという答弁があつた。提出者の間でも答弁が違うじゃないですか。

○岸本議員 いろいろな意味で、私どもこれまでいろいろな団体ともヒアリングを重ねてまいりましたし、今、仮に例えば出されたものにつきましても、広く今我々が考へている分野の中にも包含できると思いますので、そこは、内閣府の中にできる審議会できちんとした方針を立てるとき、できるだけ幅広い御意見を伺いながら、ある程度弾力的な運用方針を出していくということでお対応が可能だと思っております。

○宮本(徹)委員 いや、幅広く包含できるとおつ

しゃいますけれども、議連のホームページにある

説明資料のQアンドAの中では、個人への金銭の直接給付はふさわしくないということまで書いてあるわけですよ。

ホームペー

ジで説明している話と、さつきこれ

が正しいんですか。

○丸山議員 お答えいたします。

先ほどお話ししさせていただいたとおり、今回の

法案の趣旨として、そもそも、これまでの国や公

共団体ができなかつた、困難であつた社会の諸課題の解決を図ることをまず目的にしておる。

ためには、できる限り、個人というよりは民間の団体が行う公益に資する活動を支援すること

で一般的利益を図るということを趣旨にしている

ものでございます。

この預金の公共的な役割から考えましても、單

に資金を個人に対して支給して、それを費消する

ような活動ではなくて、継続的に行われるよう

な民間の公益活動を支援することでその拡大を目指していく、それがひいては国民一般の利益に通じていくというふうな資金の使い方が妥当だといふふうに考へておられる次第でございます。

○山本(と)議員 お答えを申し上げます。

我々は、休眠預金というのはあくまでも預金者

のものであつて、そういうふうになるんじゃない

ですか。それを、あたかも彈力的運用に入るかの

ような答弁をされると困るんですけども、はつ

きりしてください。

○山本(と)議員 お答えを申し上げます。

我々は、休眠預金というのはあくまでも預金者

のものであつて、そういうふうになるんじゃない

ですか。それを、あたかも彈力的運用に入るかの

ような答弁をされると困るんですけども、はつ

きりしてください。

○宮本(徹)議員 お答えを申し上げます。

我々は、休眠預金というのはあくまでも預金者

のものであつて、そういうふうになるんじゃない

ですか。それを、あたかも彈力的運用に入るかの

ような答弁をされると困るんですけども、はつ

きりしてください。

○岸本議員 お答えいたします。

具体的にどのような形で運用していくかという

ことは、これから内閣府の審議会等で十分議論し

ていただいで決めていくわけですので、私が申し

上げましたのは、いろいろ考え方をしながら

いろいろな彈力的な運用の仕方もあり得るというこ

とでござりますけれども、具体的に、個別の問題

として、これがいいとか、あれがいいとかという

ことを申し上げるつもりで申し上げたわけではございません。

あくまでも、内閣府でその方針を決めていただ

く際に、今の丸山提出者のような議論も踏まえな

がら、いろいろなニーズをどのように調整してい

くのかということは、十分これから私ども立法府

としても、内閣府の審議会ができたところもウ

オッちしながら、幅広い議論をしていくということ

でいろいろなニーズに応えていくということだ

らうと考えております。

○宮本(徹)議員 ですから、彈力的な運用の中に

は、丸山さんの答弁を踏まえながら、個人に対しても、あなたがもう使い

切りでどんどん使ってくださいといふのは難しい

ことは思いますが、そういう資金を提供してい

る、給付金を提供している団体が、この休眠

預金を活用して、さらに自分たちのそういう給付

活動を促進させていくんだということであれば、

これは排除されることはない、そのように考えて

おります。

○宮本(徹)議員 結局、駒崎さんといふのは口

ビー活動をずっとされていて、この法律をつくろうということで。そういう方であつて、

もつといろいろな使い方があるんじゃないかとい

うのがこの休眠預金だということで、議論はまだ

百出している状況で、およそきょう質疑終局して

しまったような段階ではないというふうに私は思

います。

○宮本(徹)議員 結局、駒崎さんといふのは口

ビー活動をずっとされていて、この法律をつくろう

法律をつくろうということで。そういう方であつて、

もつといろいろな使い方があるんじゃないかとい

うのがこの休眠預金だということで、議論はまだ

百出している状況で、およそきょう質疑終局して

しまったような段階ではないというふうに私は思

います。

○宮本(徹)議員 お答えを申し上げます。

我々は、休眠預金というのはあくまでも預金者

のものであつて、そういうふうになるんじゃない

悪くなつたという例もありましたので、我々とし

ては、一応三つの分野というものを設けましたけ

ども、先ほど提案者の岸本議員からもありまし

たとおり、その中でも広く国民に還元できるよう

に我々としては設定をしました。

先ほど委員御指摘の、個人への奨学金の給付、

そういうものには使えないのかと。

もちろん、個人に対して、あなたがもう使い

切りでどんどん使ってくださいといふのは難しい

ことは思いますが、そういう資金を提供してい

る、給付金を提供している団体が、この休眠

預金を活用して、さらに自分たちのそういう給付

活動を促進させていくんだということであれば、

これは排除されることはない、そのように考えて

おります。

○宮本(徹)議員 お答えを申し上げます。

我々は、休眠預金は国民の財産ですから、やはり活用す

る仕組みをつくるに当たっては、公益性の高い事

業に資金が供給されるのか、恣意的な活用や不正

を許さぬ仕組みがあるのか、多様な意見が反映さ

れる仕組みになつていて、資金の流れや活動

内容が透明で国民の監視が機能するのか、こうし

た点が私たちは大事だと思っております。

そういう点で、まず利益相反の問題についてお

伺いしますが、休眠預金等活用審議会の委員だと

か指定活用団体の役員や職員に、資金配分を受け

る団体、資金分配団体や民間公益活動を行う団体の役員、関係者が入ることが法律上排除されおりません。なぜ利益相反を避ける仕組みを法文上書かないんですか。

○上田議員 今の御質問に、本法案の審議会、それから指定活用団体の役職員につきまして、利益相反をいたしました。

まず、この審議会の委員につきましてですが、休眠預金等活用審議会は、これはあくまで個別の助成等に関する意思決定を行うところではなくて、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する意見を述べるなどの所掌事務をしているわけでござります。個別案件についての意思決定を行わない審議会について、利益相反の規定を置いてい

るというこれまでの立法例はございませんので、これを踏まえ、この審議会の委員についても規定を法文上は設けていないということをございます。ただ、委員等の任命に当たっては、当然、民間公益活動の実情を十分把握して、なおかつ公正公平な審議が確保されるような委員構成となることによりまして、一部の者の利益に偏ることがないようにすべきであるということはもう委員の今御指摘のとおりでござります。

したがいまして、審議会の委員等は、法案でも定められているとおり、民間公益活動に関するすぐれた識見を有する者、そのうちから内閣総理大臣が任命することという規定でござりますけれども、今御指摘をいたいた趣旨も十分に考慮してあります。

○宮本(徹)委員 ですけれども、この審議会の委員には、例えば、資金分配団体、日本財團だとたと例として挙げられていますけれども、その関係者が入ることも実際は排除されていないんですね、法律上は。

心配しているのは私だけじゃないんです。読売

新聞、私たちと日常的には随分立場が違う新聞ですけれども、ここでも、配分に関与する人物が所屬、関係する団体への支援など、お手盛りを防ぐ措置も欠かせないというふうに書かれているわけです。それが法律上ないというのはいかがなものかと思います。

同様の問題は、資金分配団体と資金配分を受け

る団体との関係でも言えると思うんです。

先ほど、法律上で、利益相反を排除する規定があたかもないかのようなお話がありましたけれども、例えば、赤い羽根共同募金は、社会福祉法でこういう規定があります。「当該共同募金の配分を受ける者が役員、評議員又は配分委員会の委員に含まれないこと。」こういう明文規定があります。

そこで、資金分配団体の役員や職員に資金配

分を受ける団体の関係者が原則入らないなど、利

益相反にならない仕組みを法文上つくる必要があ

るんじゃないですか。

○上田議員 お答えいたします。

先ほども御答弁させていただきましたけれども、審議会は、あくまで個別の案件についての意思決定をするところではなくて、大きな方針等を決めるところでありますので、そういうた懸念はないというふうに考えております。

また、今さら御指摘のありました指定活用団体等につきましても、指定活用団体に指定される団体については一般財團法人であることとしてお

りますので、一般財團法人の根拠法であります法

律におきましても、理事に対する競業及び利益相

反取引の制限に関する規定が設置をされておりま

すので、具体的にこの法案に明記をしなくても、

今委員の御指摘の趣旨というのはそのように運用

されるものだというふうに考えております。

○宮本(徹)委員 私が今聞いたのは、資金分配団体と資金配分を受ける団体との関係について伺つたんです。

○岸本議員 基本的には、今、上田議員が答えた

とおりなんですねけれども、基本的に、法文に書か

なくとも、政府が策定する基本方針の中で、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本的な事項の一つとしてきちんと考え方を示していくことがあります。

○宮本(徹)委員 もう時間が来ていますので質問を終わりますけれども、これで質疑終了は断じて認められないとということだけ申し上げさせていた

だまたいと思います。

終わります。

○宮下委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、来る二十五日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十七分散会

↓

○宮本(徹)委員 全くわからないんですね。ほか

の、赤い羽根共同募金では書いてあることが、な

ぜこれでは書き込むことができないのかというこ

とを考えたら、何か裏があるんじゃないかという

懸念が国民の中では生まれることになるわけです

よ。ほかの法律で書いてあることぐらい、私は、

ちゃんと書きつちり書いた方がいいと思いますよ。

私は、きょうはもつとたくさん通告していただこ

とがあつたんですよ。控え目に質問としては通告

していただんすけれども、ちょっときょうの二十

分の質疑では、とても議論の時間としては不十分

だと思います。

きょう、この後、質疑終局ということになつて

いますけれども、私たちとしては、やはり多くの

国民の声を反映して、活発な議論によって国民の

理解を得る制度を創設するのが大事だと思うんで

すよ。

ですから、委員長、私はきょう提案したいんで

すけれども、ここで質疑終局にしない、参考人質

疑も行う、国民的な議論をやはりこの委員会を開くのと同時に進めていく、こういうふうにやるの

がいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○宮下委員長 既に理事会におきまして、本日の委員会運営については決定をさせていただいたと思いますので、ぜひ御理解、御協力を賜りたいと思

います。

なあ、申し合わせの時間が経過しておりますので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

○宮本(徹)委員 もう時間が来ていますので質問を終わりますけれども、これで質疑終了は断じて認められないとということだけ申し上げさせていた

だまたいと思います。

終わります。

○宮下委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、来る二十五日水曜日午前八時五十分理

事会、午前九時委員会を開会することとし、本日

は、これにて散会いたします。

午後五時十七分散会

↓

○宮本(徹)委員 民間公益活動を促進するための休眠預金等に

係る資金の活用に関する法律案

民間公益活動を促進するための休眠預金等

に係る資金の活用に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 休眠預金等に係る資金の移管及び管理

第三章 休眠預金等に係る資金の移管及び管

理(第三条・第八条)

第二節 預金保険機構の業務の特例等(第九

条・第十五条)

第一節 総則(第六条・第十七条)

第二節 基本方針及び基本計画(第十八条・

第十九条)

第三節 指定活用団体(第二十条・第三十四

条)

第四節 休眠預金等活用審議会(第三十五

条・第四十一条)

第五章 雜則(第四十二条・第五十四条)

罰則(第五十五条・第六十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（第四十三条第二項において単に「銀行」という。）

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十号）第二条に規定する長期信用銀行（第十七条）

四十三条第二項において単に「長期信用銀行」という。）

三 信用金庫

四 信用協同組合

五 労働金庫

六 信用金庫連合会

七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第一百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（第四十三条第二項において「信用協同組合連合会」という。）

八 労働金庫連合会

九 株式会社商工組合中央金庫

十 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二条）第十条第一項第三号の事業を行なう農業協同組合

十一 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行なう農業協同組合連合会

十二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二条）第十一条第一項第四号の事業を行なう漁業協同組合

十三 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行なう漁業協同組合連合会

十四 水産業協同組合法第九十三条第一項第二

号の事業を行う水産加工業協同組合

十五 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

十六 農林中央金庫

二 この法律において「預金等」とは、一般預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十一条第一項に規定する一般預金等をいう。）若しくは決済用預金（同法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいう。）又是一般貯金等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十一条第一項に規定する一般貯金等をいう。）若しくは決済用貯金（同法第五十一条の二第一項に規定する決済用貯金をいう。）（主務省令で定めるものを除く。）

三 この法律において「預金者等」とは、預金者等（その他の預金等に係る債権を有する者をいう。）

四 この法律において「異動」とは、預金等に係る次に掲げる事由をいう。

一 当該預金等に係る預金者等その他の主務省令で定める者が当該預金等を利用する意思を表示したものと認められる事由として主務省令で定める事由。

二 前号に掲げる事由に準ずるものとして主務省令で定める事由のうち、当該預金等に係る金融機関が、この法律に基づく業務を円滑に実施するため同号に掲げる事由と同様に取り扱うことが必要かつ適当なものとして、主務省令で定めるところにより、行政庁の認可を受けた事由。

三 この法律において「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいう。

四 この法律において「最終異動日等」とは、預金等に係る最終異動日等から九年を経過した日における当該預金等に係る債権の元本の額が主務省令で定める額に満たない場合

五 その他主務省令で定める場合

六 この法律において「休眠預金等」とは、預金等を特定するに足りる事項として主務省令で定める事項の通知を発しなければならない。たゞ十年を経過したものをいう。

七 第五項の規定の適用については、同一の預金者等に係る他の預金等を原資として当該預金者等の指図によらずに受け入れた預金等は、当該他の預金等と同一の預金等とみなす。

八 第二章 休眠預金等に係る資金の移管及び管理等

九 第一節 休眠預金等に係る資金の移管及び管理

（金融機関による公告、通知等）

十 第三条 金融機関（清算中の金融機関を除く。）

項及び次条第一項において同じ。）は、最終異動日等から九年を経過した預金等があるときは、当該預金等に係る最終異動日等から十年六月を経過する日（第三項各号に掲げる事由が生じた金融機関について、当該各号に規定する事由が生じた場合は、主務省令で定める日。第五条第二項において同じ。）までに、主務省令で定めるところにより、当該預金等について次に掲げる事項を公告しなければならない。

十一 一 当該預金等に係る異動が最後にあつた日

二 将来における当該預金等に係る債権の行使

三 が期待される事由として主務省令で定める事由のある預金等にあつては、当該預金等に係る債権の行使が期待される日として主務省令で定める日

等に係る債権が消滅する旨

四 第七条第二項に規定する休眠預金等代替金の支払に関する事項

五 その他主務省令で定める事項

二 前項の場合において、金融機関は、同項の規定による公告に先立ち、同項の預金等に係る預金者等に対し、主務省令で定める方法により、当該預金等に係る金融機関及びその店舗並びに預金等の種別、口座番号及び額その他の当該預金等を特定するに足りる事項として主務省令で定める事項の通知を発しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 最終異動日等から九年を経過した日における当該預金等に係る債権の元本の額が主務省令で定める額に満たない場合

二 当該預金等の住所その他の当該通知を受ける場所が明らかでない場合として主務省令で定める場合

三 その他主務省令で定める場合

四 第二項の規定は、次の各号に掲げる事由が生じた金融機関であつて、当該各号に規定する事由が生じていてないものについては、適用しない。

一 破産手続の開始 当該破産手続の終了

二 再生手続の開始 当該再生手続の終了（民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）第一百八十八条第一項から第三項までの規定に基づく再生手続終結の決定により当該再生手続が終了した場合であつて、当該再生手続に係る再生計画（同法第二条第三号に規定する再生計画をいう。）による変更がなされた後の第一項の預金等に係る債権の額が確定していないときにつけては、当該額の確定）

三 更生手続の開始 当該更生手続の終了（会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）五百号）第一百五十三条において準用する場合を

含む)の規定に基づく更生手続終結の決定により当該更生手続が終了した場合であつて、当該更生手続に係る更生計画(株式会社については会社更生法第二条第二項に規定する更生計画をいい、協同組織金融機関(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう)については金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第二項に規定する更生計画をいう)による変更がなされた後の第一項の預金等に係る債権の額が確定していないときは、当該額の確定

四 その他主務省令で定める事由 当該事由に關して主務省令で定める事由

4 金融機関は、預金者等から当該預金者等に係る第一項の預金等に関して同項各号に掲げる事項その他主務省令で定める事項について情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならぬ。

(休眠預金等移管金の納付)

第四条 金融機関は、前条第一項の規定による公告をした日から二月を経過した休眠預金等があるときは、当該公告をした日を基準として主務省令で定める期限(前条第三項各号に掲げる事由、預金等の払戻しの停止その他の当該休眠預金等に係る債権を消滅させることが適当でないと認められる事由として主務省令で定める事由がある場合にあっては、主務省令で定める期限。以下この項及び次条第一項において「納定期限」といふ)までに、その納付の日(納定期限までに納付が行われなかつた場合には、当該納定期限において現に預金者等が有する当該休眠預金等に係る債権(元本及び利子等に係るものに限る。以下同じ。)の額に相当する額として主務省令で定める額の金銭(以下「休眠預金等移管金」といふ)を、預金保険機構に納付しなければならない。

2 前項の「利子等」とは、次の各号に掲げる預金等の区分に応じ当該各号に定めるものをい

う。

一 預金 当該預金の利子

二 貯金 当該貯金の利子

三 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づく給付補填金(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十四条第三号に掲げる給付補填金をいう)による

四 銀行法第一条第四項に規定する掛金 当該掛け金に係る契約に基づく給付補填金(所得税法第一百七十四条第四号に掲げる給付補填金をいう)

五 金融機関の信託業務の兼當等に関する法律(昭和十八年法律第四十二号)第六条の規定により原本の補填の契約をした金錢信託(貸付信託を含む。以下この号及び次項において単に「金錢信託」という。)に係る信託契約により受け入れた金銭 当該金銭に係る金錢信託の収益の分配

六 長期信用銀行法第八条の規定による長期信用銀行債及び金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第八条第一項(同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定による特定社債(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第一百九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項(同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。)の規定により発行される債券を含む。)、株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第三十三条の規定による商工債(同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。)、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の二の四第一項の規定による全国連合会債並びに農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十条の規定による農林債(以下この号において「長期信用銀行債

等」という。)の発行により払込みを受けた金銭(長期信用銀行債等(割引の方法により発行されるものを除く。)の利子)の利子

3 前項第五号に掲げる金銭に係る休眠預金等移管金については、当該金銭に係る金錢信託の信託財産から支弁する。

第五条 金融機関は、休眠預金等移管金をその納期限までに納付しない場合には、預金保険機構に対し、未納の休眠預金等移管金の額にその納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を納付しなければならない。

2 金融機関は、最終異動日等から十年六月を経過する日までに第三条第一項の規定による公告をしなかつた休眠預金等に係る休眠預金等移管金がある場合には、預金保険機構に対し、当該休眠預金等移管金の額に当該最終異動日等から十年六月を経過する日の翌日からその公告の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額の過怠金を納付しなければならない。

(休眠預金等に関する情報提供等)

第六条 金融機関は、第四条第一項の規定による休眠預金等移管金の納付に際し、主務省令で定めるところにより、当該休眠預金等移管金に係る休眠預金等に係る預金者等の氏名又は名称、預金等の種別、預金等に係る債権の内容その他当該休眠預金等に係る情報として主務省令で定める情報を、預金保険機構に対して、電子情報処理組織を使用して又は磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくることができる物を含む。)により提供しなければならない。

2 金融機関は、前項の規定による情報の提供を適正に行うために必要な電子情報処理組織の整備その他の措置を講じなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項に規定する措置が講ぜられていないと認めるときは、金融機関に対し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができる。

4 預金保険機構は、次条第二項に規定する休眠預金等に係る預金者等であつた者から同項に規定する休眠預金等代替金(既に支払が行われたものと除く。)に係る休眠預金等に関する第一項の規定により提供を受けた情報の提供を求める場合には、その求めに応じなければならぬ。

5 前項の求めは、預金保険機構から委託を受けた第十条第一項に規定する支払等業務(次条第四項において単に「支払等業務」という。)を行ふ金融機関がある場合にあつては、当該金融機関を通じて行わなければならない。

6 第七条 休眠預金等に係る債権について第四条第二項の規定により休眠預金等に係る債権が消滅した場合において、当該休眠預金等に係る預金者等があつた者は、預金保険機構に對して主務省令で定めるところによりその旨を申し出たときは、預金保険機構に対し、当該債権のうち元本の額に相当する部分の金額に主務省令で定める利子に相当する金額(第四条第二項に規定する利子等の生じない休眠預金等については零とする。)を加えた額の金銭(以下「休眠預金等代替金」という。)の支払を請求することができ

3 金融機関は、前項の申出について預金者等からあらかじめ委任を受けることができない。ただし、主務省令で定めるところにより、第一項の規定による休眠預金等に係る債権の消滅がなかつたとしたならば異動に該当することとなる事由又は休眠預金等代替金に係る債権の行使が期待される事由として主務省令で定める事由が生じたことを条件として委任を受けるものにつ

いては、この限りでない。

4 第二項の申出及び支払の請求は、預金保険機構から委託を受けて支払等業務を行う金融機関がある場合にあつては、当該金融機関を通じて行わなければならない。

5 休眠預金等代替金の支払は、預金保険機構の事務所（前項に規定する場合にあつては、同項の委託を受けた金融機関の営業所又は事務所であつて当該委託に係る業務を取り扱うもの）においてしなければならない。ただし、預金保険機構（同項に規定する場合にあつては、同項の委託を受けた金融機関）と当該支払の請求を行なう者との間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

（休眠預金等交付金の交付等）

第八条 預金保険機構は、毎事業年度、前事業年度において第四条第一項の規定により納付された休眠預金等移管金に相当する額（この条に規定する休眠預金等交付金の交付に充てるためこの条に規定する資金の取崩しについて内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けた場合においては、当該額にその承認を受けた額を合算した額）から第十四条に規定する準備金の額及び次条に規定する休眠預金等管理業務に必要な経費の額を含算した額を控除した金額のうち、第二十六条第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けた事業計画の実施に必要な金額として内閣府令・財務省令で定める金額（第二十条第一項に規定する民間公益活動促進業務（第十八条第二項第三号及び第十九条第二項第二号において单に「民間公益活動促進業務」という。）に係る人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費の財源をその運用によって得るために必要な金額を含む。以下「休眠預金等交付金」という。）を、内閣府令・財務省令で定めるところにより、第二十一条第一項に規定する指定活用団体（第十一条第二項第五号及び第十九条第二項第三号において單に「指定活用団体」という。）に交付し、なお残余があるときは、その残余の額を将

来における休眠預金等交付金の交付、次条に規定する休眠預金等管理業務に必要な経費又は第十四条に規定する準備金の積立てに充てるための資金として積み立てなければならない。

第二節 預金保険機構の業務の特例等

（預金保険機構の業務の特例）

第九条 預金保険機構（以下「機構」という。）は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、

第一条の目的を達成するため、次の業務（以下「休眠預金等管理業務」という。）を行う。

一 第四条第一項の規定により納付された休眠預金等移管金の収納

二 第六条第一項の規定により提供された情報の保管

三 第六条第四項の規定による当該情報の提供

四 第七条第二項の規定により請求された休眠預金等の支払

五 第八条の規定による休眠預金等交付金の交付

六 第十一条の規定による手数料の支払

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（支払等業務の委託）

第十一条 機構は、休眠預金等移管金を納付した金融機関（当該金融機関から預金等に係る債務を承継した金融機関がある場合にあつては、当該金融機関）に対し、当該休眠預金等移管金に関する前条第二号から第四号までに掲げる業務並びにこれらの業務に附帯する業務（以下「支払等業務」という。）の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の金融機関は、機構から同項の委託の申出を受けたときは、機構と当該委託に係る契約をしなければならない。

3 機構は、前項の委託に係る契約の条項についての認可を受けなければならない。これと変更しようとするときは、同様とする。

4 第一項の金融機関は、機構と第二項の委託に係る契約をしたときは、他の法律の規定にかかる。

わらず、当該契約に基づく業務を行なうことができる。

5 金融機関代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第十七条）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業者、農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百八十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う同法第二条第一項第一号に規定する特定漁業協同組合及び同項第三号に規定する特定水産加工業協同組合をいう。次項、第四十三条第一項及び第二項並びに第四十四条规定する特定漁業協同組合をいう。次項、第四十三条第一項及び第二項並びに第四十四条规定する同じくは、他の法律の規定にかかわらず、第一項の規定による支払等業務の委託を受けた金融機関から当該業務の一部の再委託を受け、当該業務を行なうことができるとする。

6 預金保険法第二十三条の規定は、第一項の規定による支払等業務の委託を受けた金融機関又は前項の規定による支払等業務の再委託を受けた金融機関代理業者の役員又は職員で、第一項又は前項の業務に従事するものについて準用する。

等業務の委託をしたときは、当該委託を受けた金融機関に対し、当該委託に係る契約に基づき当該金融機関が行う業務に通常必要となる経費等を勘査して内閣総理大臣及び財務大臣が定めた額の手数料を支払わなければならない。

（算出方法書）

第十二条 機構は、休眠預金等管理業務の開始の際、第十四条の準備金の算出方法書を作成し、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の算出方法書には、内閣府令・財務省令で定める事項を記載しなければならない。（区分経理）

第十三条 機構は、休眠預金等管理業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（次条において「休眠預金等管理勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

（準備金の積立て）

第十四条 機構は、休眠預金等管理勘定について、内閣府令・財務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、休眠預金等代替金の支払に要する費用の支出に充てるべき準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

（借入金）

第十五条 機構は、休眠預金等管理業務を行なうため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができる。

（休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念）

2 前項の規定による借入金の現在額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

第三章 休眠預金等交付金に係る資金の活用

（休眠預金等交付金に係る資金は、人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速

	的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
2 休眠預金等交付金に係る資金は、民間公益活動の自立した担い手の育成に資するとともに、金融機関、政府関係金融機関等が行う金融、民間の団体による助成、貸付け又は出資(以下「助成等」という。)等を補完するための資金の供給を行うことにより、民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備の促進に資するよう活用されるものとする。	2 休眠預金等交付金に係る資金は、これが次の金融機関、政府関係金融機関等が行う金融、民間の団体による助成、貸付け又は出資(以下「助成等」という。)等を補完するための資金の供給を行うことにより、民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備の促進に資するよう活用されるものとする。
3 休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、これが預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮されるとともに、その活用の透明性の確保が図られなければならない。	3 休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、これが預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮されるとともに、その活用の透明性の確保が図られなければならない。
4 休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、これが大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮されなければならない。	4 休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、これが大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮されなければならない。
5 休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に發揮されるように配慮されるものとする。	5 休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に發揮されるように配慮されるものとする。
(公益に資する活動の定義等)	
第十七条 前条第一項の「公益に資する活動」とは、次に掲げる活動をいう。	
一 子ども及び若者の支援に係る活動	一 その年度における休眠預金等交付金の額の見通し及び休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標に関する事項
二 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	二 前号の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項
三 地域社会における活力の低下その他の社会	三 次に掲げる団体の選定に係る基準及び手続に関する事項
	的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
四 前三号に準ずるものとして内閣府令で定める活動	四 内閣総理大臣は、前項第四号の内閣府令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、休眠預金等活用審議会の意見を聽かなければならぬ。
2 内閣総理大臣は、前項第四号の内閣府令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、休眠預金等活用審議会の意見を聽かなければならぬ。	2 内閣総理大臣は、前項第四号の内閣府令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、休眠預金等活用審議会の意見を聽かなければならぬ。
3 休眠預金等交付金に係る資金は、これが次の各号のいずれかに該当する団体に活用されるものないようにしなければならない。	3 休眠預金等交付金に係る資金は、これが次の各号のいずれかに該当する団体に活用されるものないようにしなければならない。
二 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体	二 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
三 特定の公職(公職選舉法(昭和二十五年法律第二百号)第三条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になるようとする者を含む。)若しくは公職にある者は、あらかじめ、休眠預金等活用審議会の意見を聽かなければならない。	三 特定の公職(公職選舉法(昭和二十五年法律第二百号)第三条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になるようとする者を含む。)若しくは公職にある者は、あらかじめ、休眠預金等活用審議会の意見を聽かなければならない。
四 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第一号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)	四 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第一号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)
(基本方針)	
第十八条 内閣総理大臣は、第十六条の休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念についてのつとり、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。	五 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にある団体
2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。	六 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。(基本計画)
(第二節 基本方針及び基本計画)	
第十九条 内閣総理大臣は、毎年度、基本方針に即して、休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。	七 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。
2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。	八 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。(基本計画)
(指定活用団体)	
第二十条 内閣総理大臣は、民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財團法人であつて、次条第一項に規定する業務(以下「民間公益活動促進業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、指定活用団体として指定することができる。	九 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。
一 職員、民間公益活動促進業務の実施の方法その他の事項についての民間公益活動促進業務の実施に関する計画が、民間公益活動促進業務の適確な実施のために適切なものであることを定めなければならない。	十 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。
二 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。	十一 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。
(第二節 指定活用団体)	
第十七条 前条第一項の「公益に資する活動」とは、次に掲げる活動をいう。	十二 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。
一 子ども及び若者の支援に係る活動	十三 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。
二 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	十四 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。
三 地域社会における活力の低下その他の社会	十五 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

	<p>技術的な基礎を有するものであること。</p> <p>三 役員又は職員の構成が、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>四 民間公益活動促進業務以外の業務を行つてその業務を行つことによって民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>五 第三十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。</p> <p>六 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくならぬた日から三年を経過しない者</p> <p>ロ この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者</p> <p>三 指定活用団体は、前項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を官報に公示しなければならない。</p> <p>(業務)</p> <p>第二十一条 指定活用団体は、次に掲げる業務を行ふものとする。</p> <p>一 資金分配団体に対し、助成等の実施に必要な資金について助成又は貸付けを行うこと。</p> <p>二 民間公益活動を行う団体に対し、民間公益活动の実施に必要な資金の貸付けを行うこと。</p>	<p>三 休眠預金等交付金の受入れを行ふこと。</p> <p>四 民間公益活動の促進に関する調査及び研究を行ふこと。</p> <p>五 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動を行ふこと。</p> <p>六 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>(民間公益活動促進業務の適正な実施等)</p> <p>第二十二条 指定活用団体は、民間公益活動促進業務を行つに当たつては、休眠預金等交付金に係る資金がこの法律並びに基本方針及び基本計画に従つて公正かつ効率的に活用されるようにしなければならない。</p> <p>2 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体は、この法律並びに基本方針及び基本計画に助成等の目的に従つて誠実にその事業を行わなければならない。</p> <p>3 指定活用団体は、前項の事業が適正に遂行されるよう、前条第一号の業務を行う場合にあつては資金分配団体を、同項第二号の業務を行う場合にあつては民間公益活動を行う団体を、それぞれ監督しなければならない。</p> <p>4 資金分配団体は、民間公益活動を行つた場合に休眠預金等交付金に係る資金を活用して民間公益活動を適切かつ確実に遂行するように、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行うための措置を講ずるものとする。</p> <p>5 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の決定は、公募の方法により行ふものとする。</p> <p>(民間公益活動促進業務規程)</p> <p>第二十三条 指定活用団体は、基本方針に即して民間公益活動促進業務に関する規程(以下「民間公益活動促進業務規程」という)を定め、民間公益活動促進業務の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>三 休眠預金等交付金の受入れを行ふこと。</p> <p>四 民間公益活動の促進に関する調査及び研究を行ふこと。</p> <p>五 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動を行ふこと。</p> <p>六 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>(民間公益活動促進業務の適正な実施等)</p> <p>第二十二条 指定活用団体は、民間公益活動促進業務を行つに当たつては、休眠預金等交付金に係る資金がこの法律並びに基本方針及び基本計画に従つて公正かつ効率的に活用されるようにしなければならない。</p> <p>2 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体は、この法律並びに基本方針及び基本計画に助成等の目的に従つて誠実にその事業を行わなければならない。</p> <p>3 指定活用団体は、前項の事業が適正に遂行されるよう、前条第一号の業務を行う場合にあつては資金分配団体を、同項第二号の業務を行う場合にあつては民間公益活動を行う団体を、それぞれ監督しなければならない。</p> <p>4 資金分配団体は、民間公益活動を行つた場合に休眠預金等交付金に係る資金を活用して民間公益活動を適切かつ確実に遂行するように、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行うための措置を講ずるものとする。</p> <p>5 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の決定は、公募の方法により行ふものとする。</p> <p>(民間公益活動促進業務規程)</p> <p>第二十三条 指定活用団体は、基本方針に即して民間公益活動促進業務に関する規程(以下「民間公益活動促進業務規程」という)を定め、民間公益活動促進業務の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>
	<p>2 民間公益活動促進業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。</p> <p>一 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定の基準、助成又は資金の貸付けの申請及び決定の手続その他助成又は資金の貸付けの方法</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>三 内閣総理大臣は、第一項の認可をした民間公益活動促進業務規程が民間公益活動促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その民間公益活動促進業務規程を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>(役員の選任及び解任)</p> <p>第二十四条 指定活用団体の役員の選任及び解任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、そのすべてのことを命ずることができる。</p> <p>(休眠預金等交付金の使途及び区分経理)</p> <p>第二十五条 指定活用団体は、内閣府令で定めるところに、民間公益活動促進業務に必要な経費(人件費を民間公益活動促進業務に要する経費をその他の内閣府令で定める事務に要する経費を除く)以外の経費に充ててはならない。</p> <p>2 指定活用団体は、内閣府令で定めるところに、民間公益活動促進業務に必要な経費(人件費を民間公益活動促進業務に要する経費をその他の内閣府令で定める事務に要する経費を除く)以外の経費に充ててはならない。</p> <p>(帳簿の備付け等)</p> <p>第二十六条 指定活用団体は、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、内閣府令で定めるところにより、民間公益活動促進業務に係る人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費の財源をその運用によつて得るため運用資金を設け、休眠預金等交付金のうち運用資金に充てるべきものとして交付を受けた金額及び第三項の規定により組み入れた金額をもつてこれに充てるものとする。</p> <p>2 指定活用団体は、次の方針による場合を除くほか、運用資金を運用してはならない。</p> <p>一 国債、地方債又は政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう)の保有</p>	<p>2 民間公益活動促進業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。</p> <p>一 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定の基準、助成又は資金の貸付けの申請及び決定の手続その他助成又は資金の貸付けの方法</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>三 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けたときには、遅滞なく、その事業計画及び収支予算を公表しなければならない。</p> <p>4 指定活用団体は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、内閣総理大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>(休眠預金等交付金の使途及び区分経理)</p> <p>第二十五条 指定活用団体は、内閣府令で定めるところに、民間公益活動促進業務に必要な経費(人件費を民間公益活動促進業務に要する経費をその他の内閣府令で定める事務に要する経費を除く)以外の経費に充ててはならない。</p> <p>2 指定活用団体は、内閣府令で定めるところに、民間公益活動促進業務に必要な経費(人件費を民間公益活動促進業務に要する経費をその他の内閣府令で定める事務に要する経費を除く)以外の経費に充ててはならない。</p> <p>(帳簿の備付け等)</p> <p>第二十六条 指定活用団体は、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、内閣府令で定めるところにより、民間公益活動促進業務に係る人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費の財源をその運用によつて得るため運用資金を設け、休眠預金等交付金のうち運用資金に充てるべきものとして交付を受けた金額及び第三項の規定により組み入れた金額をもつてこれに充てるものとする。</p> <p>2 指定活用団体は、次の方針による場合を除くほか、運用資金を運用してはならない。</p> <p>一 国債、地方債又は政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう)の保有</p>	
	<p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしよつとするときは、あらかじめ、休眠預金等交付金の意見を聽かなければならない。</p> <p>3 指定活用団体は、第一項の認可を受けたときには、遅滞なく、その事業計画及び収支予算を公表しなければならない。</p> <p>4 指定活用団体は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、内閣総理大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>(休眠預金等交付金の使途及び区分経理)</p> <p>第二十七条 指定活用団体は、休眠預金等交付金を民間公益活動促進業務に必要な経費(人件費を民間公益活動促進業務に要する経費をその他の内閣府令で定める事務に要する経費を除く)以外の経費に充ててはならない。</p> <p>2 指定活用団体は、内閣府令で定めるところにより、民間公益活動促進業務に要する経費(人件費を民間公益活動促進業務に要する経費をその他の内閣府令で定める事務に要する経費を除く)以外の経費に充ててはならない。</p> <p>(帳簿の備付け等)</p> <p>第二十八条 指定活用団体は、内閣府令で定めるところにより、民間公益活動促進業務に関する事項で内閣府令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。</p> <p>(運用資金の運用等)</p> <p>第二十九条 指定活用団体は、民間公益活動促進業務に係る人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費の財源をその運用によつて得るために運用資金を設け、休眠預金等交付金のうち運用資金に充てるべきものとして交付を受けた金額及び第三項の規定により組み入れた金額をもつてこれに充てるものとする。</p> <p>2 指定活用団体は、次の方針による場合を除くほか、運用資金を運用してはならない。</p> <p>一 国債、地方債又は政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう)の保有</p>	<p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をしよつとするときは、あらかじめ、休眠預金等交付金の意見を聽かなければならない。</p> <p>3 指定活用団体は、第一項の認可を受けたときには、遅滞なく、その事業計画及び収支予算を公表しなければならない。</p> <p>4 指定活用団体は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、内閣総理大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>(休眠預金等交付金の使途及び区分経理)</p> <p>第二十七条 指定活用団体は、休眠預金等交付金を民間公益活動促進業務に必要な経費(人件費を民間公益活動促進業務に要する経費をその他の内閣府令で定める事務に要する経費を除く)以外の経費に充ててはならない。</p> <p>2 指定活用団体は、内閣府令で定めるところにより、民間公益活動促進業務に要する経費(人件費を民間公益活動促進業務に要する経費をその他の内閣府令で定める事務に要する経費を除く)以外の経費に充ててはならない。</p> <p>(帳簿の備付け等)</p> <p>第二十八条 指定活用団体は、内閣府令で定めるところにより、民間公益活動促進業務に関する事項で内閣府令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。</p> <p>(運用資金の運用等)</p> <p>第二十九条 指定活用団体は、民間公益活動促進業務に係る人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費の財源をその運用によつて得るために運用資金を設け、休眠預金等交付金のうち運用資金に充てるべきものとして交付を受けた金額及び第三項の規定により組み入れた金額をもつてこれに充てるものとする。</p> <p>2 指定活用団体は、次の方針による場合を除くほか、運用資金を運用してはならない。</p> <p>一 国債、地方債又は政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう)の保有</p>	

三 その他前二号に準ずるものとして内閣府令で定める方法

3 指定活用団体は、運用資金の運用によつて生じた利子その他の収入金を民間公益活動促進業務に係る人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費に充ててなお剰余があるときは、これを運用資金に組み入れるものとし、当該組み入れた額を限度として、民間公益活動促進業務に必要な経費に充てるため、運用資金を取り崩すことができる。

4 内閣総理大臣は、前三項に規定するもののか、運用資金の運用その他の運用資金に関し必要な事項を定めることができる。

(内閣総理大臣の納付命令)

第三十条 内閣総理大臣は、運用資金の額が民間公益活動促進業務の実施状況その他の事情に照らして過大であると認めた場合その他内閣府令で定める場合は、内閣府令で定めるところにより、指定活用団体に対し、速やかに、交付を受けた休眠預金等交付金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付すべきことを命ずることができること。(監督命令)

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、指定活用団体に対する、民間公益活動促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第三十二条 指定活用団体は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、民間公益活動促進業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 内閣総理大臣が前項の規定により民間公益活動促進業務の全部の廃止を許可したときは、同項の指定活用団体に係る指定は、その効力を失う。

3 内閣総理大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第三十三条 内閣総理大臣は、指定活用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民間公益活動促進業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 民間公益活動促進業務を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき又は第二十三条第一項の認可を受けた民間公益活動促進業務規程によらないで民間公益活動促進業務を行つたとき。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は民間公益活動促進業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(指定を取り消した場合等における措置等)

第三十四条 第三十二条第一項の規定により民間公益活動促進業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により民間公益活動促進業務の全部を指定したときは、従前の指定活用団体を指定したときは、専門の指定活用団体の民間公益活動促進業務に係る財産及び負債は、新たに指定を受けた指定活用団体が承継する。

2 第三十二条第一項の規定により民間公益活動促進業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における内閣総理大臣がその後に新たに指定活用団体を指定したときは、従前の指定活用団体の民間公益活動促進業務に係る財産及び負債は、新たに指定を受けた指定活用団体が承継する。

2 第三十二条第一項の規定により民間公益活動促進業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における内閣総理大臣がその後に新たに指定活用団体を指定したときは、従前の指定活用団体の民間公益活動促進業務に係る財産及び負債は、新たに指定を受けた指定活用団体が承継する。

(休眠預金等活用審議会の設置)

第三十五条 内閣府に、休眠預金等活用審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(指定期の取消し等)

定する事項を処理すること。

二 基本方針に關し、第十八条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

三 基本計画に關し、第十九条第三項に規定する事項を処理すること。

四 指定活用団体の事業計画及び收支予算に関する事項を処理すること。

五 前各号に規定する事項その他休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する重要な事項を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、意見を述べること。

六 民間公益活動促進業務の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に勧告すること。

(預金保険法の適用)

第四十二条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条规定中「事項」とあるのは「事項(民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)の規定による機構の業務に係るものの除く。)」と、同法第三十五条第一項中「機構は」とあるのは「機構は、休眠預金等活用法」という。)の規定による機構の業務に係るものの除く。)と、「この条、第一百二十二条第一項第十条第一項の規定によるほか」と、「金融機関等をいう。」とあるのは「金融機関等(休眠預金等活用法の規定による業務を行う場合にあつては、休眠預金等活用法第二条第一項第十号から第十六号までに掲げる者を含む。)をいう。」と、「この条、第一百二十二条第一項、第一百二十三条第二項及び第三項並びに第百二十五条第一項」とあるのは「この条」と、同法第三十七条第一項中「次の各号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げる業務(休眠預金等活用法の規定による業務を行う場合にあつては、当該業務に定める者(休眠預金等活用法の規定による業務を行う場合にあつては、休眠預金等活用法第二条第一項に規定する金融機関(休眠預金等活

第三十九条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第四十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 会員は、会務を總理し、審議会を代表する。会員に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(政令への委任)

第四十一 条 この法律に定めるもののか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(第四章 雜則)

第四十二条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条规定中「事項」とあるのは「事項(民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)の規定による機構の業務に係るものの除く。)」と、同法第三十五条第一項中「機構は」とあるのは「機構は、休眠預金等活用法」という。)の規定による機構の業務に係るものの除く。)と、「この条、第一百二十二条第一項第十条第一項の規定によるほか」と、「金融機関等をいう。」とあるのは「金融機関等(休眠預金等活用法の規定による業務を行う場合にあつては、休眠預金等活用法第二条第一項第十号から第十六号までに掲げる者を含む。)をいう。」と、「この条、第一百二十二条第一項、第一百二十三条第二項及び第三項並びに第百二十五条第一項」とあるのは「この条」と、同法第三十七条第一項中「次の各号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げる業務(休眠預金等活用法の規定による業務を行う場合にあつては、当該業務に定める者(休眠預金等活用法の規定による業務を行う場合にあつては、休眠預金等活用法第二条第一項に規定する金融機関(休眠預金等活

第三十九条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第四十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 会員は、会務を總理し、審議会を代表する。会員に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(政令への委任)

第四十一 条 この法律に定めるもののか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(第四章 雜則)

第四十二条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条规定中「事項」とあるのは「事項(民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)の規定による機構の業務に係るものの除く。)」と、同法第三十五条第一項中「機構は」とあるのは「機構は、休眠預金等活用法」という。)の規定による機構の業務に係るものの除く。)と、「この条、第一百二十二条第一項第十条第一項の規定によるほか」と、「金融機関等をいう。」とあるのは「金融機関等(休眠預金等活用法の規定による業務を行う場合にあつては、休眠預金等活用法第二条第一項第十号から第十六号までに掲げる者を含む。)をいう。」と、「この条、第一百二十二条第一項、第一百二十三条第二項及び第三項並びに第百二十五条第一項」とあるのは「この条」と、同法第三十七条第一項中「次の各号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げる業務(休眠預金等活用法の規定による業務を行う場合にあつては、当該業務に定める者(休眠預金等活用法の規定による業務を行う場合にあつては、休眠預金等活用法第二条第一項に規定する金融機関(休眠預金等活

用法第十条第五項に規定する金融機関代理業者を含む。次項において同じ。)と、同法第二項中「特定株会社等」とあるのは、「特定持株会社等(休眠預金等活用法の規定による業務を行なう場合にあつては、休眠預金等活用法第一条第一項に規定する金融機関)」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は休眠預金等活用法」と、同法第五十一条第二項中「業務(第十四条の二第二号に掲げる業務を除く。)」とあるのは、「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務及び休眠預金等活用法第九条に規定する休眠預金等管理業務を除く。)」と、同法第一百五十二条第一項中「金融機関等」とあるのは、「金融機関等(休眠預金等活用法の規定による業務を行う場合にあつては、休眠預金等活用法第一条第一項第十号から第十六号までに掲げる者を含む。)」と、同法第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は休眠預金等活用法」と、同法第一百三十七条第一項中「第五十八条の三第二項又は第一百三十七条の四」とあるのは、「第五十八条の三第二項若しくは第一百三十七条の四又は休眠預金等活用法第六条第三項」と、同法第一百五十二条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は休眠預金等活用法の規定による業務」と、同法第一百三十九条第一項中「第三十四条に規定する業務」とあるのは、「第三十四条に規定する業務及び休眠預金等活用法の規定による業務」と、同法第一百三十九条第一項中「第四十一条」とあるのは、「第四十一条又は休眠預金等活用法第八条若しくは第十四条」と、「責任準備金」とあるのは、「責任準備金」と、「これは」とあるのは、「これら」とする。

(報告又は資料の提出)

第四十三条 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関(金融機関代理業者を含む)若しくは銀行持株会社等(銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社又は長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をい

う。次項において同じ。)又は指定活用団体に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その限度において、金融機関若しくは銀行持株会社等(以下この条及び次条において「金融機関等」という。)の子会社(当該金融機関等が銀行又は銀行法第一条第十三項に規定する銀行持株会社である場合には同法第八項に、長期信用銀行又は長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社である場合には同法第十三条の二第二項に、信用金庫又は信用金庫連合会である場合には信用金庫法第三十二条第六項に、信用協同組合又は信用協同組合連合会である場合には協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に、労働金庫又は労働金庫連合会である場合には労働金庫法第三十二条第五項に、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第二項に、農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には農業協同組合法第十一条の二第一項に、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合法第十二条の六第一項に、農林中央金庫法第二十四条第四項に、それぞれ規定する子会社(子会社とみなされる会社を含む。)をいう。次項及び次条において同じ。)又は当該金融機関等から業務の委託を受けた者(金融機関代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、当該金融機関等の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 金融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による金融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

6 行政庁は、必要があると認めるときは、機構委託又は再委託が適正に行われていることを調査するため行うものに限る。)を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定

(立入検査)

第四十四条 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に金融機関等(金融機関代理業者を含む)第六項において同じ。若しくは指定活用団体の業務所若しくは事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 行政庁は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるとときは、その必要の限度において、その職員に同項の金融機関等の子会社若しくは当該金融機関等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入り、当該金融機関等に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものと認める。

3 前二項の場合において、これらの項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による金融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

6 行政庁は、必要があると認めるときは、機構委託又は再委託が適正に行われていることを調査するため行うものに限る。)を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定

(課税関係)

第四十五条 休眠預金等代替金に係る所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、当該休眠預金等代替金の金額のうち当該休眠預金等に係る休眠預金等移管金の納付の日において現に預金者等が有した当該休眠預金等に係る債権のうち元本の額に相当する部分の金額は当該債権のうち元本の払戻しの額と、当該

休眠預金等代替金の金額のうち第七条第二項の利子に相当する金額は当該休眠預金等に係る債権のうち第四条第二項各号に掲げる区分に応じては、当該各号に定めるものの額とみなし、機構による支払等業務の委託を受けて休眠預金等代替金の支払を取り扱う金融機関があるときにおいては、当該金融機関を休眠預金等代替金の支払を行なう者とみなす。

2 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四条の二及び第四条の三の規定の特例その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 (犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律の特例)

4 第四十六条 休眠預金等代替金については、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第百三十三号)第一条第五項に規定する預金等と、機構については、同法第五条第一項第五号の権利行使の届出を受理し、又は同法第四章の定めの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第四十七条 機構の委託を受けて支払等業務を行う金融機関がある場合には、休眠預金等代替金の支払を目的とする債権であつて当該金融機

による立入り、質問又は検査について準用する。

6 第四十八条 機構の委託を受けて支払等業務を行なう金融機関がある場合には、休眠預金等代替金の支払を目的とする債権であつて当該金融機

が当該業務において取り扱つものに対する強制執行、仮差押え若しくは国税滞納処分（その例による処分を含む。）又はこれらに準ずるものとして主務省令で定めるもの（第三項においてこれらを「強制執行等」という。）については、機構が送達を受けるべき場合は当該金融機関の営業所又は事務所とし、当該金融機関を送達受取人とする。

2 前項の規定は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）、第十六条（民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十六条において適用する場合を含む。）の規定の適用を妨げない。

3 第一項に規定するほか、同項の金融機関は、強制執行等に関する事項（訴え又は執行抗告に係る手続を除く。）について機構を代理する。（政府による周知等）

第四十八条 政府は、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつゝ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動促進業務に活用するとのこの法律の趣旨及び休眠預金等代替金の支払手続等に関する事項その他この法律の内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

2 機構は、内閣府令・財務省令で定めるところにより、支払等業務の委託先に関する事項を公表するとともに、毎年少なくとも一回、休眠預金等移管金の納付の状況、休眠預金等代替金の支払の実施の状況その他のこの法律の実施の状況に関する事項を公表するものとする。（主務省令への委任）

第四十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定める。（行政令）

第五十条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 第一条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる金融機関及び指定活用

団体 内閣総理大臣

二 第二条第一項第五号及び第八号に掲げる金融機関 内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三 第二条第一項第九号に掲げる金融機関 株式会社商工組合中央金庫法第五十六条第二項に規定する主務大臣

四 第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる金融機関 農業協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁

五 第二条第一項第十二号から第十五号までに掲げる金融機関 水産業協同組合法第一百一十七条第一項に規定する行政庁

六 第二条第一項第十六号に掲げる金融機関 農林水産大臣及び内閣総理大臣

（主務省令）

第五十一条 この法律における主務省令は、内閣府令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令とする。（権限の委任）

第五十二条 内閣総理大臣は、次に掲げるものを除き、この法律による権限を金融庁長官に委任する。

一 第三章の規定による権限

二 第四十三条及び第四十四条の規定による権限のうち指定活用団体に係るもの

三 その他政令で定めるもの

2 この法律に規定する行政庁の権限に属する事務（この法律の規定により都道府県知事の権限に属することとされている事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

3 前二項に規定するもののほか、この法律の規定による行政庁の権限に関する必要な事項は、政令で定める。（事務の区分）

第五十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（経過措置）

第五十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）を定めることができるものとする。

第五章 罰則

第五十五条 第四十三条第一項（指定活用団体に係る部分を除く。）又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 第四十四条第一項（指定活用団体に係る部分を除く。）第二項又は第六項の規定による当該各項の職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者も、前項と同様とする。

第五十六条 他人になりすまして休眠預金等代替金の支払を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該休眠預金等代替金に係る休眠預金等に係る預貯金通帳、預金等の引出用のカードその他該休眠預金等代替金の支払を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（次項において「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 相手方に前項の目的があることの情を知つて、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。

3 前二項の罪に當たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第二項又は第一項の罪に當たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第五十七条 第二十七条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第三十三条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の規定に違反して帳簿を備え付け、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第三十二条第一項の規定による許可を受けないで業務の全部を廃止した者

三 第四十三条第一項（指定活用団体に係る部分に限る。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四 第四十四条第一項（指定活用団体に係る部分に限る。）の規定による同項の職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第六十一条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は事業に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても当該各号に定める罰金刑を、その人に対する各本条の罰金刑を科する。

一 第五十五条 二億円以下の罰金刑

二 前三条 各本条の罰金刑

第五十八条 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき当該法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第六十一条 次に掲げる違反行為があつた場合

平成二十八年五月十八日

一六

第九条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理由

国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資するため、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十八年五月二十四日印刷

平成二十八年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P